

議案第65号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、国民健康保険法の一部改正による国民健康保険の財政運営の県単位化に伴い所要の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の基礎賦課限度額を引き上げる等の必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「定が」を「定めが」に改める。

第2条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づく国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、福岡市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第4条の2中「次の各号に掲げる者」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者」に改め、同条各号を削る。

第8条第1項中「50,000円」を「30,000円」に改める。

第9条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 健康教育に関すること。
- (2) 健康相談に関すること。
- (3) 保健指導に関すること。

第9条第4号を削り、同条第5号中「」の支給」を「」の助成」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第10条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「後期高齢者支援金等賦課額（同項）」を「後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号）」に、「介護納付金賦課被保険者（同項）」を「介護納付金賦課被保険者（同項第3号）」に、「介護納付金賦課額（同項）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第10条の3各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（福岡県（以下「県」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県の国民健康保険に関する特別会計（以下「県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、

保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては，当該合算額からその減免する額（基礎賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第14条の5中「54万円」を「58万円」に改める。

第14条の5の2各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて，県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号に

において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の6各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（介護納付金賦課被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（介護納付金賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第16条第1項ただし書中「（明治29年法律第89号）」を削る。

第18条の2第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条第5項及び第6項中「54万円」を「58万円」に改める。

第20条第2項中「次に掲げる事項を記載した申請書」を「規則で定めるところにより、申

請書」に改め、同項各号を削る。

第21条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 事業の廃止、失業等により、所得が著しく減少し、生活が困難となつた者
- (3) その他市長が別に定める事由に該当する者

第21条第2項中「者は」の次に「，規則で定めるところにより」を加え、「次に掲げる事項を記載した申請書」を「，申請書」に改め、同項各号を削る。

第21条の3第1項中「次に掲げる事項を記載した届出書」を「規則で定めるところにより、届出書」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「，市長に対し」を削り、「雇用保険受給資格者証を」を「雇用保険受給資格者証の提示を求められたときは、これを市長に」に改める。

附則第50項を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第8条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた死亡に係る保険給付から適用し、施行日前に生じた死亡に係る保険給付については、なお従前の例による。